

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則（別表抜粋）

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○研修会等参加者負担金、会費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党又は後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費

資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の1/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 (上記費目すべてに該当)		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
備 考	<p>(1) 宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p> <p>(2) 運賃等とは、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃のことをいう。</p>	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

証 明 金 額		円
使 途 内 容	目 的	
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	そ の 他	
支 払 先	住 所	
	氏 名	
<p>上記のとおり証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浜田市議会議員</p> <p style="text-align: right;">_____</p>		

上記のとおり証明します。

年 月 日

_____ (印)

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

調査研究活動申請書

下記のとおり調査研究のため、（視察・研修）を（実施・受講）したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先

2. 目的・研修事項（市政との関連、研修名など）

3. 期間 年 月 日 : から
 年 月 日 : まで

4. 行程

5. 参加議員氏名（複数で実施又は受講する場合に記入）

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため（視察・研修）を（実施・受講）したので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 年 月 日（ ） から
 年 月 日（ ） まで

2. 視察・研修内容

3. 視察先又は研修先

4. 調査経費 円
 （経費内訳 ）

5. 調査研究活動の概要

年度 政務活動費収支報告書添付資料

浜田市議会議員（ ）

No.	日付	項目	内容	金額(円)	備考

浜田市議会議長 様

議員名

要 請 ・ 陳 情 活 動 申 請 書

下記のとおり要請・陳情活動を行いますので申請します。

記

1. 要請・陳情先及び内容

2. 期 間 年 月 日 : から

 年 月 日 : まで

3. 行 程

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

下記のとおり要請・陳情活動を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 年 月 日 () : から
年 月 日 () : まで

2. 要請・陳情内容

3. 要請・陳情先

4. 経 費 円)
(経費内訳

5. 要請・陳情活動の効果及び結果

※要請・陳情相手方の名刺の写しを添付すること

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	
目的・内容	
備 考	

様式（細則 10）

政務活動に係る自家用自動車使用簿
令和 年 月分

事務局確認

日付	経路	目的（用務）	距離 (km)	車賃 (円)	費目	内容	備考	事務局欄